

岐阜県支部だより

- ◎ 巻頭言
- ◎ 支部研修会報告
- ◎ 全国大会報告
- ◎ 研究紀要論文公募
- ◎ 事務局より

巻頭言 「本物の生きる力を」

岐阜県支部 理事長 大竹恵子

大学生が、講義後の感想に、「グループワーク時に、初対面の人もいて、当初緊張して臨んでいたが、だんだん積極的に話せるようになり、話し合いが深まり、自分と考えの異なる人をどのように受け入れるかが理解できるようになった」と書きました。小中学校とグループ活動は、十分行われてきたはずですが、いつも当初はぎこちないのです。

また、小中学校の訪問時、出された課題に対して、いとも簡単に「できな～い。」「めんどくさ～い。」という声が多いのが気になります。意欲のなさからか、自信のなさからの言葉なのか、もしかして考えること自体が面倒に思えるからなのか、はたまた、まず上記の言葉を口にしてみて先生の反応をみるということなのでしょうかね？判断に迷う光景があります。両者とも、結果的にはやり終えることができるから、さらに不思議です。何の力が足りないのでしょうか。

＜学校は、学力と非認知能力を培う場＞

一昨年話題になった本に、『「学力」の経済学』（Discover 発行：中室牧子著）があります。教育経済学者である著者が、思い込みで語られてきた教育に、科学的根拠（エビデンス）で決着をつけるという画期的なものです。データで裏付けられているので、納得がいく内容です。

この中に、「非認知能力は、認知能力の形成に一役買っているだけでなく、将来の年収、学歴や就業形態などの労働市場における成果に大きく影響する」「学校は、学力に加えて、非認知能力を培う場である」とあります。非認知能力とは、IQや学力テストで計測される認知能力とは違

い、「忍耐力がある」とか、「社会性がある」とか、「意欲的である」といった一般に「生きる力」と言われるようなものと定義しています。

1996年の中央教育審議会が、問題解決能力や、自制心、協調性、思いやり、豊かな人間性などの全人的な資質や能力を指す言葉として、「生きる力」を、教育上の目標として用いたのです。

＜非認知能力は人から学び獲得する＞

さらに、著者は、「誠実さ」「忍耐強さ」「社交性」「好奇心の強さ」という非認知能力は、「人から学び、獲得するものである」と強調しています。

今、学校現場でも当然このことは理解されており、様々な取組が行われています。意図的にSST・SGE・SEL等の心理教育プログラムを導入している学校もあります。果たして、それらは、組織的、意図的、計画的に教育課程の中の的確にプログラム化されているのでしょうか？一部の教師のみの取組で済まされたり、単発的な実践で済まされたりしてはいないでしょうか？

＜授業の中でこそ意識的に育てる＞

一日の大半を占める授業の中でこそ、これらの非認知能力を高める活動を意図的に仕組んでいきたいものです。グループワークの中で、仲間と共に意欲的に創造性を発揮し、学ぶ喜びが体感できます。仲間の中だからこそ、自制心も忍耐力もつき、回復力や対処能力も学ぶことができます。教師は、一人一人の子供に、身に付いた非認知能力を価値付けすることも重要です。もちろん、子供の自覚も必要です。今こそ、「本物の生きる力」を身に付けることが、社会人となる子供たちに重要な課題であると痛感しています。

☆ 支部研究会報告 その1 ☆

◇ 定期総会・記念講演（第1回研修会）

開催日：平成29年6月10日（土）
会場：岐阜大学教育学部附属小学校

◎定期総会 14:00～14:30

日本教育相談学会は、今年で26周年を迎えます。岐阜県支部では、今年も年間5回の研修会を予定し、さらに多くの皆様とのつながりを広げ、一層充実した活動にしていきたいと願っています。

さて、開会のあいさつでは大竹理事長が日本の若者や子供たちが諸外国と比べて自尊感情が低く、将来を描けないという指摘があることにふれ、教育相談を通して、子供一人一人にきちんと向き合っていくことの大切さを話されました。また、子供の「こっち向いて。」のとき、「先生の笑顔こそが大切です。」と話され、「子供が今何を感じているのか、どういう気持ちでいるのか・・・真摯に耳を傾け、一人一人を大切にすることが、大人の姿勢として今最も求められているのです。」と参会者に呼びかけられました。

◎記念講演 14:30～16:00

「問題行動と社会性」

岐阜大学 教育学研究科 准教授
吉澤 寛之先生

現代の若者や子供たちは、「柔軟で豊かな感性や国際性を備えている子が多い」とよく言われます。しかし、その一方で、「他者への思いやりの心や生命尊重、人権尊重の心、正義感や遵法精神の低下、基本的生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の低下などの傾向が指摘されている」と今日のテーマ「問題行動と社会性」に関わって、開口一番に話されました。

まず、吉澤先生は、社会を震撼とさせた青少年の関与した事件の報道にふれられました。新聞やテレビなどで何度も報道された「名大生殺人事件」などショッキングな個別の事件にもふれながら、

子供の規範意識の低下や、「人が死ぬところを見たかった。」と、つぶやいた少女の心の闇にふれられました。これらの事件は、「自らの欲求や必要性が優先され、利己的な認識に基づいて行われる性質の犯罪や非行が増加しているためです」と話されました。さらに、「人に対する思いやりや人の痛みに対する理解力や想像力に欠けていたり、自分の感情をうまくコントロールできなかつたりなど、非行少年の抱える問題の中身が、近年特に変化していることが背景にある」とも指摘されました。



「人を殺してみ
たかった・・・」
利己的な認識に
基づく犯罪や、
非行が増えてい
ます。

問題行動と社会性を解明する3つのアプローチとして、社会学的側面、生物学的側面、心理学的側面から具体例を挙げながら、問題行動を起しやすくなる人の発達のメカニズムにもふれられました。環境要因は、青少年の社会性に影響します。子供に親の思いを伝える子育てや、地域社会の住民相互の信頼関係が大切なことも話されました。

大人自らが手本となるべく、社会全体でモラル



の向上に取り組むとともに、子供たちへの徳育の充実をしっかりと進めることが

大切だとしめくられました。

私たちは、些細なことで腹を立てたり、嫌な気分になったり……。トラブルが起きるときには、原因となる考え方や行動が必ずあることにも気付かせていきたいと思いました。(文責:佐藤 礼子)

☆ 全国大会報告 ☆

◇ 日本学校教育相談学会主催 第29回総会・研究大会(千葉大会)

開催日：平成29年8月4日～6日
会場：千葉市(神田外語大学
ホテルポートプラザちば)

<主な日程>

- 8月4日(金) ワークショップ(7コース)
全国支部代表者会
- 8月5日(土) 総会、記念講演、研究・事例
発表、ポスター発表、自主シ
ンポジウム、懇親会
- 8月6日(日) 研究・事例発表、自主シ
ンポジウム、教育講演、学会賞受
賞者講演、ラウンドテーブル

◎ 8月4日(金)

初日は、第18回夏季ワークショップが神田外語大
学を会場として行われました。ワークショップは、以下
の7コースが実施されました。参加者は200名を越え、
大変活気のあるワークショップとなりました。

Aコース

「いじめ・対人トラブルの修復的対話の理論と実践」
講師：山下 英三郎 先生

(NPO 法人修復的対話フォーラム代表)

Bコース

「学校における学びのユニバーサルデザイン」
講師：佐藤 慎二 先生(植草学園短期大学)

Cコース

「不登校セラピーの実践に学ぶ」
講師：新井てるかず 先生(不登校セラピー代表)

Dコース

「アクティブラーニングの効果的授業デザイン」
講師：高垣 マユミ 先生(津田塾大学)

Eコース

「思春期臨床の悪循環を希望に変えるレッス
ン」～児童生徒のリソースと未来像を活かす
カウンセリング～」

講師：黒沢 幸子 先生(目白大学)

Fコース

「不安への対処力を養う認知行動療法の授業実践」
講師：清水 栄司 先生(千葉大学)

浦尾 悠子 先生(千葉大学)

Gコース「統計処理を含めた論文の書き方」

講師：岸 学 先生(東京学芸大学)

◎ 8月5日(土)

2日目は総会、文部科学省講演、海外招待講演、
事例・研究発表、ポスター発表、シンポジウム、懇親
会などが行われました。

文部科学省講演

『学校教育相談体制の充実』

講師：文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田 知広 先生

海外招待講演

『台湾の輔導教師の制度と役割』

講師：國立臺灣師範大学教育心理與輔導學系
教授兼系主任 田 秀蘭 先生

公開記念シンポジウム

『大人への移行のための「学び」—移行支援
としての教育の可能性』

講師：千葉大学教育学部教員養成開発センター長 教授
保坂 亨 先生

和歌山県精神保健福祉センター所長

小野 善郎 先生

実践事例・研究発表では、岐阜県支部の幸脇弥
生先生が『通常学級における特別に支援を要する児
童に対する効果的な支援方法の方策～家庭科の実
習実践を通して～』というテーマで発表をされました。
1つの発表につき、発表と意見交流で1時間確保され、
じっくりと意見交流
を重ねることができ
ました。

他の学会の発表
とは異なる、本学
会ならではの雰囲気
を感じました。



◎ 8月6日(日)

最終日には事例・研究発表、自主シンポジウム、教
育講演、学会賞受賞者講演、ラウンドテーブルなどが
行われました。

教育講演

『私の学校教育相談School Counseling
Services by Teachers in Japan 研究につい
て—今後の展望を踏まえて』

講師：星槎大学大学院教育実践研究科教授
(研究科長) 大野 精一 先生

学会賞受賞者講演

『教育相談を軸にした包括的な指導・支援 -
いじめ・不登校・子ども理解・チーム支援-』

講師：立命館大学大学院教職研究科長 文学部教授
春日井 敏之 先生

(文責：郷田 賢)

☆ 国の動向より ☆

学校教育相談の体制に変化

学校教育相談に長く携わってきた者として、国の動きから目が離せません。近年、どんどんと教育相談の体制が変化して整備されていくからです。既にご存じの方も多いかと思いますが、その幾つかを紹介します。

1 教育相談コーディネーター

今年の1月、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」という報告文書が文部科学省から出ました。

この中で、「教育相談コーディネーター」という役割についての提言が盛り込まれました。「教育相談コーディネーター」とは、「学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員」のことを指すとし、「教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要がある」とも述べています。

さらに「教育相談コーディネーター」の配置について、以下の4点が記載されています。

- ①担当教員を追加で配置する
- ②職務を遂行する上での一定の役割を与える
- ③学校の実情に応じて授業時間を配慮する
- ④学級担任以外の教職員で対応する必要あり

この「教育相談コーディネーター」は、本学会がかねてから主張し続けてきた「相談教諭」と同じ役割です。SCやSSW等の協力を得ながらも教育相談としての任務を遂行していくのは、校内の教職員であることを、文部科学省も認め、広げていこうとしていることとなります。

では、「教育相談コーディネーター」は誰がやればよいのでしょうか。当然、学校教育相談に長けた人となります。本学会で研修を積んできている皆さんではないでしょうか。

2 スクールカウンセラーの選考条件が追加

スクールカウンセラーとして選考条件は、今まで以下のような3つでした。

- ①公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

②精神科医

- ③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

今年の4月に、4つ目の選考条件として以下のような内容が追加されました。

- ④都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

この4番目の該当者は、誰なのかという話題が当然あがってきます。その件について文部科学省に問い合わせると、「例えば、ガイダンスカウンセラーとか」という返答があるそうです。日本スクールカウンセラー推進協議会が長きに渡り話し合い、文部科学省にはたらきかけてきた成果と言えるでしょう。新たな該当者としての条件が許可され追加されたのです。8月の全国大会（千葉大会）で、日本スクールカウンセラー推進協議会の副会長でもある本学会の栗原慎二会長が、総会の場で述べていました。国の動向が変わり始めています。

ところが、上記のことを県や市町の教育委員会が把握していない可能性があります。平成30年度のスクールカウンセラーの採用に際して、岐阜県支部として「選考条件が変わったこと」「ガイダンスカウンセラーがその候補であること」を伝えていかななくてはなりません。

本学会が認定している学校カウンセラーになれば、ガイダンスカウンセラーの資格がとれます。是非とも本学会の皆さんに学校カウンセラーになっていただき、スクールカウンセラーとして活躍していただければと思います。

心理の国家資格として公認心理師の資格試験も来年度から始まります。正式に「公認心理師」になる人も来年度以降、生まれるのです。学校や学校教育相談とどのように関わるのかは、これから決まっていくことでしょう。

体制整備が加速されていくこと背景には、子供たちを取り巻く問題がますます多様化・複雑化しているからに他なりません。本学会会員の皆さんで協力し、よりよい環境を創り上げ、子供たちのために、頑張っていきましょう。

（文責：木村 正男）

☆ 支部研究会報告 その2 ☆

◇ 夏季教育相談研修会（第2回研修会）

開催日：平成29年8月19日（土）

会場：岐阜大学教育学部附属小学校

◎ 報告

◇ 「これからの学校教育に大切な集団づくり」
～クラス会議の効果と教師のリーダーシップ～
上越教育大学教職大学院教授 赤坂真二先生

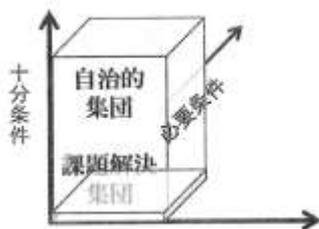
赤坂先生の巧みな話術と、ほどよい刺激の冗談に引き付けられながら、講義の終わりにはすっかり赤坂学級の生徒になっていたようなとても楽しくて学び多き研修会でした。

まず、先生から教えていただいたことは、「なぜ、今、集団づくりが必要なのか」ということです。新学習指導要領の主旨を、根拠となっている社会変化の解説を入れながら分かりやすく説明されました。そして、今後、最も必要な力は、自己の学びを人生や社会に活かす力、すなわち『協働的問題解決能力』を育てることであること。しかしこの力は、心理的安全性が保証されている集団の中でないと育たない。だからこそ、今、集団づくりがとても大切であるということを知りました。

午後の講義では、「集団（クラス）づくりの手順」の説明と「グループ会議」の提案がなされました。クラスづくりに必要な要素は、三つです。

- ① 教師との信頼関係
- ② 子供同士の関係
- ③ 協働的問題解決能力

【三つの関係図】



これらの力を高めるために「クラス会議」を位置付けていきます。参加者は、赤坂学級の一員となり、実際にクラス会議を体験する中で、信頼関係を築きながらクラスのルールを決めたり、困っている仲間を助けたりすることを学ぶことができました。

この研修で学んだ理論や貴重な体験を、実践とつなげたり広めたりしていくことが、教育相談学会の使命であると改めて感じるような、とても有意義な研修会となりました。

（文責：木村 由紀）

☆ 研究研修委員会より ☆

研究紀要論文公募のお知らせ

研修研究委員会では岐阜県支部「研究紀要 第8巻」の刊行（2018年6月予定）に向けて準備を進めています。つきましては、それに掲載する論文を下記の要領で公募します。多数のご応募を期待します。

1 投稿資格

2017年12月1日時点で、応募者が本会の会員であること。

2 応募論文

応募論文は未刊行のものに限る。

3 エントリー手続

応募希望者は、2017年12月31日までに、研修研究委員会宛（ogajun@msj.biglobe.ne.jp）に、

- ① 応募論文のタイトル（仮題でも可）
- ② 執筆者氏名
- ③ 連絡先の住所
- ④ 現職

をメールで知らせ、予め応募の意思を示してください。

ただし、諸般の事情でやむを得ずこの手続きを踏んでいない場合でも、下記の締切までに応募した論文は受け付けます。

4 提出するもの

(1) 論文

ファイルの形式は、「Word」か「一太郎」、
「PDF」のいずれかにすること。ファイル名には、
論文の題名をつけること。題名が15文字を超える場合には、簡略化すること。

5 原稿の様式

- (1) 投稿論文は学校教育相談に関する研究論文、実践事例、資料とする。
- (2) 原稿の字数は、12000字以内とする（本文が40字×40行の書式で4～9頁程度）。

図表、写真、調査資料も上記枚数に含める。これを超える場合は、研修研究委員会に相談する。

- (3) その他、詳しくは「『学校教育相談研究』投稿規定」「論文作成の手引き」（いずれも日本学校教育相談学会 学会誌作成委員会作成）に従うこと。

※「『学校教育相談研究』投稿規定」「論文作成の手引き」は、エントリー手続きをされた先生に送付します。

※正会員の方は本部から送られてきた「学校教育相談研究」に掲載されています。

- (4) 手書きの原稿も可とする。

6 締切および提出方法

2018年2月末日（郵送の場合、当日の消印まで有効）

※ メールの場合

メールの「件名」に、「公募論文」と記し、電子ファイルを添付して研修研究委員会宛

(ogajun@msj.biglobe.ne.jp) に提出すること

※ 郵送による場合

プリントアウトしたものを「〒500-8225 岐阜市岩地2-9-4 小笠原 淳」まで送付すること。

7 刊行までの流れ

応募論文は、研究研修委員会と岐阜県支部理事会において確認した上で掲載の可否を決定します。また、研究研修委員会および理事会が、原稿の手直しを求めることがあります（随時）。その場合は修正版を3月末日までに再提出をお願いします。なお、応募原稿は返却しません。

（文責：研究研修委員会 小笠原 淳）

事務局より

教育相談基礎講座について

2学期が始まりました。9月は多くの学校で運動会や体育大会、もしくは宿泊行事が計画されていることと思います。夏休みモードから、急に切り替えなくてはいけない大変さは、きっと大人も子供も同じです。「私たち、お互いよく頑張ってるよね。」そんな気持ちで接していると、自然とかける言葉も変わってくるのではないのでしょうか。

さて、年間事業計画でもお知らせしたように、今年度の研修会は全て教育相談基礎講座を兼ねて開催しています。最近は公的機関による学校教育相談の研修の機会が減ってきているという現状もあり、この基礎講座は、「教育相談に関する基礎的な内容を研修する機会を県内外の先生方に提供したい」、「担当者や専門家に任せきりではなく、子供たちにかかわる全ての方々に、学校教育相談の基礎的な内容を再度確認していただきたい」というねらいから開催しています。また、東海ブロック（愛知・静岡・岐阜）学校教育相談基礎講座として、本学会認定学校カウンセラーの資格を多くの方々にお取りいただけるように、研修機会提供の意味も含めて開催しているものです。（昨年度は静岡県支部が実施し、今年度は岐阜県支部、来年度は、愛知県支部が実施します。）

研修内容は、これまで岐阜県支部が行ってきた研修形式ですが、目の前の子供の事例から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしてきたことが、基礎講座として認めていただけたと感じています。多くの皆様と学び合うことこそが、私達の実践力を高めることにつながります。岐阜県のみならず、愛知・静岡各県からも多くの方にご参加いただけるよう案内致しています。是非、多くの方のご参加をお待ちしています。

正会員への入会方法が変わりました

8月に行われた日本学校教育相談学会の総会にて、正会員への入会の仕方についての会則が改正されました。これまでは「支部理事長の推薦を得た者」となっていますが、今後は、「正会員1名の推薦を得た者」となりました。より多くの方に、入会しやすい形となりました。これを機会に、正会員への入会を検討してみませんか。詳しくは、岐阜県支部事務局までお問い合わせください。

（文責：事務局長 郷田 賢）

日本学校教育相談学会岐阜県支部会報第19号

2017年（平成29年）9月24日発行

発行：日本学校教育相談学会岐阜県支部

編集：日本学校教育相談学会岐阜県支部広報委員会

ホームページ：<http://jascg-gifu.net/>